

情報館

お知らせします

【情報館】 ●特にことわりのないものは10月1日金から申し込みを受け付けます。

と記入し、回収会場へお持ちください。

●費用等の記載がないものは無料です。

問い合わせ 市民課(☎220-0010-1110)

問合せ電話番号

FAX番号

時

都市計画案の縦覧を行います

縦覧期間
10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」と
「和服類の回収」のごあんない

10月3日㈰～午前の時～午後3時

ところ ※中央公民館・旭町公民館
・新所沢公民館・新所沢東公民館
・市役所・富岡公民館・保健セン

タ・松郷中央会館・※柳瀬公民
館・小手指公民館・※吾妻公民館
・宮前小学校体育館前・東所沢
コステーション(原則毎週日・火
・木曜日開設)

問い合わせ 商工労政課(☎220-0155～162)

転入・転出等の届け出の際には
本人確認にご協力ください

市では、不正な届け出を防止し、
皆さんの個人情報を保護するため、
転入・転出等の届け出や、婚姻・離
婚等の届け出の際には、運転免許証
により、届け出人の本人確認を行っ
ています。

皆さんのご理解・ご協力を願い

ます。

●割れたり、不用となつたりした陶
磁器(皿、どんぶり、茶碗などの
セトモノに限る)は、透明袋に入
れてお持ちください。

●古着は透明袋に入れて、再利用し
て差し支えないものは「再利用」

注意事項
「陶磁器と古着・古布の回収」と
「和服類の回収」のごあんない

10月3日㈰～午前の時～午後3時

ところ ※中央公民館・旭町公民館
・新所沢公民館・新所沢東公民館
・市役所・富岡公民館・保健セン

タ・松郷中央会館・※柳瀬公民
館・小手指公民館・※吾妻公民館
・宮前小学校体育館前・東所沢
コステーション(原則毎週日・火
・木曜日開設)

問い合わせ 商工労政課(☎220-0155～162)

「和服類の回収」
の各拠点

11月の陶磁器と古着・古布の回収
日程、「和服のもつたない市」の開催
詳細は、広報ところざわ11月号でお

りサイクルふれあい館、東所沢工
コステーション、古着古布の回収

ところ 市役所5階・廃棄物対策課、
整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」
の各拠点

10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」
の各拠点

10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」
の各拠点

10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」
の各拠点

10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」
の各拠点

10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」
の各拠点

10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」
の各拠点

10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」
の各拠点

10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」
の各拠点

10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」
の各拠点

10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」
の各拠点

10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」
の各拠点

10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。

問い合わせ 中心市街地整備課(☎220-0010～163)

「陶磁器と古着・古布の回収」
の各拠点

10月4日㈪～18日㈪(土)
・日曜日、祝日を除く)／午前8時30分～午後5時

縦覧場所
市役所2階・中心市街地整備課

都市計画の種類
所沢元町北地区第

一帯市街地再開発事業の変更
意見書の提出
都市計画の変更案に
対して意見のある方(所沢市在
住、または利害関係にある方)は、
縦覧期間内に意見書を提出するこ
とができます。意見書は市役所2
階・中心市街地整備課へ直接提出
してください。